

○10 連休中の診療

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成 30 年法律第 99 号)」が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日連続の休日となることが決定されました。

これを踏まえ、当センターにおきましても、当該期間中の外来診療は原則行いません。

ただし、入院診療及び救急医療については、当該期間中も通常どおり 24 時間対応します。

なお、事前予約された患者さんや、一部の手術・化学療法等が必要と判断された患者さんについては、当該期間中も対応します。

●10 連休中の当センターにおける診療体制

区 分	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)	5/1 (水)	備 考
救急 (二次・三次)	通常どおり対応します					集中治療を要する重症患者、及び一般的な治療を要する中等症患者
外 来	休診します					
入 院	通常どおり対応します					
手 術	緊急だけ対応します					
分 娩	通常どおり対応します					

区 分	5/2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)	備 考
救急 (二次・三次)	通常どおり対応します					集中治療を要する重症患者、及び一般的な治療を要する中等症患者
外 来	休診します					
入 院	通常どおり対応します					
手 術	緊急だけ対応します					
分 娩	通常どおり対応します					

●10 連休中の市内医療機関における診療体制

医療提供体制確保の観点から、10 連休中においても市内の一部医療機関では外来診療を実施します。詳しくは、広報いわき平成 31 年 4 月号 (p. 24-25) をご覧ください。

広報いわき平成 31 年 4 月号(PDF 版)

URL : <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1553216216976/index.html>